

New J-sys にかかる登録料および利用料金に関する規程

公益財団法人日本ゴルフ協会

(本規程の目的)

第1条 本規程は、New J-sys 利用約款第6条1項、同条4項、第7条1項、および同条3項に基づき、単位登録料および単位利用料金に関する事項を定めるものである。

(単位登録料および単位利用料金)

第2条 単位登録料および単位利用料金は、別表の通りとする。

(単位登録料および単位利用料金の割引)

第3条

1. 当協会の正会員たるゴルフクラブ等である加入者にかかる単位登録料および単位利用料金は無料とする。
2. New J-sys 利用約款第6条4項(2)号の「当協会の業務運営に寄与した組織・団体で、当協会が特に指定した加入者」の単位登録料に関する事項については、別途当協会の理事会の定めるところによる。

(別表)

| | |
|--------|-----------|
| 単位登録料 | 700 円(税別) |
| 単位利用料金 | 700 円(税別) |

施行 平成 25 年 1 月 1 日